R&A 用具審査申請書作成の手引き

R&A 用具審査への提出書類は<u>すべて英文での記入</u>(手書きの場合は、ブロック体で明確にご記入ください。)が必要となります。申請用紙への記入漏れや不備は審査が遅れる要因となりますので、下記のガイダンスにしたがって必要事項をご記入ください。

1. 申請者情報

Name, Addre	ess and Contact Details of Submitte	r (see Note I overleaf)
Name : <u>Mr.</u>	/Mrs/Miss/Other	
Company Name :		適否の連絡は郵送で送られますが、取
Address :		り急ぎコピーをお望みの場合には
Phone No (including country code) : Fax No (including country code) : e-mail address :		C ください。 FAX または E-mail Tick box below if you would like to receive an early copy of letter by fax or e-mail Fax E-mail
氏名:	記入例:	(日本の国際番号81 +市外局番
会社名:	Taro Yamada	から 0 を除いた番号)
住所:	ABC Co., Ltd.	例: 東京 03 -1234-5678 の場合は
電話番号(国際番号を含む):	1-2-3 xxxx Tokyo, Japan Tel: +81 x- xxxx - xxxx	+81- 3-1234-5678
FAX 番号(国際番号を含む):	Fax: +81 x- xxxx - xxxx	
E-mail:	E-mail: abc@abc.co.jp	

2. 提出するサンプルの情報(該当する項目にチェック 2+必要事項を記入)

	General Product Information (see Note 2 overleaf)
Submission Type:	① Original Resubmission If resubmission, previous Decision Ref Number ES
	Mock-Up Prototype First Article Production
	3 Driver Wood Iron Putter Other
Product Name :	(openity)
Sole Markings (if rele	evant): 4 Loft
Has the product be a second contract to the product be a second contract.	peen submitted separately to the USGA? Yes No USGA Ref No
6 Anticipated launc	h/market date:
7APPROPRIATE D	PATE FOR LISTING ON DRIVER LIST* (if applicable):
* Either List of Co	nforming Driver Heads or List of Driving Clubs known to be contrary to Driving Club Condition of Competition

- ① 提出履歴の有無(どちらかにチェック☑)
 - ・Original□オリジナル:新規提出されるサンプル
- ・Resubmission□再提出:同じモデルを提出した履歴がある場合(例:ロフト違いのドライバー、不適合となったサンプル)。再提出の場合、前回の裁定書の ES20xx-xxxx の番号を記入。

② サンプルの種類

今回の提出物がどの段階のサンプルであるのかをチェック☑して明記すること

M. 1 II.	T
1	モックアップ:
	実物大模型 ※この段階での評価項目は主に「寸法」や「形状」に限定される。
Prototype□	プロトタイプ:
	・大量生産する前に作成した原型・試作モデル(1点もの)
	・大量生産用ではなく、少数のプレーヤーにだけ供給するための製品
	※プロトタイプのヘッドが適合ドライバーヘッドリストに掲載されるためには「実際
	にツアーで使用される」というような正当な理由が必要(R&A にその旨を別途依頼)。
First Article□	初回製品:
	市場に出すための大量生産を行う前に、少数(数十から数百)を試験的に生産した
	サンプル。
	※ドライバーの初回製品サンプルが規則に適合と裁定されても、適合ドライバーへ
	ッドリストには掲載されないことに注意(製品版のサンプル提出が求められる)。
	生産数が少なくても、最終的な仕上げも終わっており、実際に市場に出るものは
	Production「製品」と分類される。
Production□	製品:※審査料がかかるのはこの「production」サンプルの提出時のみ。
	市場に出る大量生産された製品からの代表的なサンプル。最終的な仕上げもすべて
	終わっている。
	※適合ドライバーヘッドリストには提出された製品版サンプルに施されているロ
	ゴやマーキングがそのまま反映され、識別マークとして用いられる。したがって、
	裁定書が発行された後になって提出したサンプルと異なるロゴやマーキングに変
	更することはできない(変更した場合、別のモデルとみなされるので別途申請が必
	要)。

3	クラブの種別	(該当する	項目にチェッ	ク 🗹)			
	ドライバー口	ウッド口	アイアンロ	パター口	その他	(明記すること	.) \Box

- ④ ソールマーキング (ウッドクラブやアイアンクラブ)
 - ・ドライバーヘッド、アイアン、ウエッジなどはヘッドに施されているロゴやマーキングにより識別されるので、できるだけ詳細に記述すること。文字で表現できないロゴなどはサンプルを添付・ロフトも明記すること(例: Loft 10.5°)
- ⑤ 今回 R&A に提出するサンプルを USGA に提出したことがあるか? YES □ NO□ どちらかに ✓ → YES の場合、USGA の裁定書の番号を記載 USGA Ref. No
- ⑥ 販売予定日時(すでに販売している場合はその開始時期を記述) 例:2013年1月1日の発売予定の場合、 1 January 2013
- ⑦ ドライバーヘッドリスト*に掲載するのに都合のよい時期(ドライビングクラブの場合)*「適合ドライバーヘッドリスト」あるいは「ドライビングクラブの競技の条件に違反となるドライバーヘッドリスト」例: 2013 年 3 月 15 日の発売予定の場合、15 March 2013

3. 提出するサンプルの情報

	A:用具の特徴を記入	
N 186	the product(s), including those derived from the special characteristics and features. Give details of the product will be promoted (please attach a copy of any literature available (including patent app	
see Note 4 overleaf)		

A:用具の特徴、特性(調節機能、特別なシャフト特性、アラインメント補助など)を記述(注3参照)。

B: その用具の特徴、特性からもたらされることを含む用具の利点について明記。また、その用具の特徴がどのように宣伝されるのかを詳細に記述。(販売広告などがあれば添付(特許出願書類を含む)) (注4参照)。

※上記A, Bは無理に書く必要はありませんが、一見して分からない構造や機能がある場合には記載がないことにより審査が遅れたり、後日になって裁定が覆ることもありますのでご注意ください。

4. 申請者の署名

Please be advised that all sensitive information provided to The R&A for consideration, as well as the sample(s) submitted, will be kept in confidence. However, general information and the conformance status of certain products, including images, may be published via the Internet and/or other sources by The R&A at any time after the results of examination and testing have been determined and upon manufacturer's consent or when the product is used or available within the marketplace.
Once a decision has been made, the sample will be retained for reference purposes. Details of the Appeals Procedure are available on request.
Signature of Submitter
Title Date

評価のために R&A に提供されるすべての機密情報は、提出されるサンプルと共に極秘に扱われます。しかしながら、特定の製品の一般情報(写真を含む)とその適合性は、検査やテストの結果が確定し、メーカーの同意を得た後、あるいはその製品が使用される、あるいは市場で利用可能になった時、いつでも R&A によってインターネットなどのソースを経由して公表されることがあります。

裁定がなされたならば、サンプルは照会目的で保管されることになります。上訴手続きについては別途 入手可能です。

申請者署名:〇〇〇〇 英字サインでも漢字での署名のどちらでもけっこうです。

役職:

日付:

* 申請用紙のすべての項目について記入していただかないと裁定の遅延が生じる可能性があります。

注1 申請者の氏名、住所、連絡先

各提出物についてこうした詳細がきちんと記入されているということは、私たちの裁定記録を更新するために 非常に重要です。時として裁定が行われている過程で、デザインのある特定の点について議論するために用具 の申請者に連絡をとる必要も生じます。それゆえ、正しい連絡先を明記していない場合に最終的な裁定が遅れ ることにもつながりかねません。

注 2 一般製品情報

製品名

そのクラブ (用具) が一般に知られている名前

ソールマーキング

クラブのソールに記されたすべてのマーキング(文言、数字、ロゴを含む)を記載してください。この項目 は特にドライバーの提出の際は重要です。

販売予定日時とリストに掲載される適切な時期

私たちはその製品の販売予定日時より前に公式リスト(適合リスト、不適合リストによらず)に載せて発表することは避けたいのでこれは重要です。

製造年

新しい溝の容積率、鋭さ、形状の規則は 2010 年 1 月 1 日以降の新しいモデルにだけ適用となるので、適合性についての裁定書を発行する前にこの除法が必要となります。したがって、2010 年より前のモデルは 2010年より前の規則に照らして評価されることになります。

注3 特別な特徴

製品について特異なこと、特に一見してわからないことはいかなることでも記述しておかなければなりません。

注4 利点と広告宣伝用の資料の明記

この欄で情報提示が差し控えられた場合、R&A はさらなる情報に基づいてその用具についての裁定を取り下げる権利を有していることに申請者は留意してください。

注 5 提出物の種別

提出物が「製品版」であるのかどうか、そうでない場合にはどの段階のものであるのかを私たちが認識することは重要です。ハイブリットクラブやユーティリティークラブを提出する場合、Other に記入してください。

R&A 申請書の記述についてご不明な点がある場合は、(公財)日本ゴルフ協会 (TEL:03-3566-0003) までお問い合わせください。なお、申請書の内容は適合性の裁定に影響することから(公財)日本ゴルフ協会での代筆等は一切できないことをご了承ください。